

様式第6号（認定を受けようとする課程において使用する施設・設備等に関する書類）

1 施設・設備の概要

①認定を受けようとする学部・学科等	②①の学部・学科等における免許状の種類	③①の学部・学科等において使用する施設・設備	④備考
教育学部 子ども発達学科	中一種免（保健体育）	講義室・演習室 リズム実習室（B001） 体育館 グラウンド 教職学習室（A103）	30 室 1 室 1 棟 1 面 1 室
⑤施行規則第66条の6に定める「数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作」、施行規則第2条第1項表などに定める「情報機器及び教材の活用」及び施行規則第3条第1項表などに定める「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」において使用する施設・設備			
・講義室：13教室（プロジェクター等設置） ・演習室：17教室（うち大型ディスプレイ9台設置） ・全学生BYOD（Bring Your Own Device）としてPCを持参（貸与用PCは50台、iPadは20台準備）			
⑥施行規則第66条の6に定める「体育」において使用する施設・設備			
体育館、グラウンド			

2 図書等の状況

①認定を受けようとする学部・学科等	②①の学部・学科等における免許状の種類	③②の教職課程に関する図書の種類	④冊数
教育学部 子ども発達学科	中一種免（保健体育）	教科及び教科の指導法に関する科目（保健体育） 教育の基礎的理解に関する科目	2,190 冊 4,628 冊
合計（実数）			6,818冊

3 教職課程に関連のある施設・設備、役割など

本学における教職課程及び保育士養成課程の運営を幅広く円滑に行うことを目的として教職支援センターを設置している。また、教職学習室を設置し、教育実習のための準備や自習室として活用している。
教職課程に関する教育課程等の調整の他、教育実習等に関する各種相談、教員採用試験情報の提供等を行っている。